議案第29号

世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する条例上記の議案を提出する。

令和3年2月24日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 産後ケアセンター事業を母子保健法の規定に基づく産後ケア事業であることを明らかにするとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区産後ケアセンター事業に関する条例(平成29年10月世田谷区条例第45号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区立産後ケアセンター条例

前文中「受け継ぎ、区立の産後ケアセンターとして」を「受け継ぐ区立の産後ケアセンターを設置し、」に改める。

第1条を次のように改める。

(目的及び設置)

第1条 子育てをしやすい環境づくりの促進及び児童虐待の未然防止を目的として、 母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2第1項に規定する産後ケア 事業(以下「産後ケア事業」という。)を実施するため、世田谷区立産後ケアセン ター(以下「センター」という。)を設置する。

第4条から第6条までを削る。

第3条第3項中「事業を利用する者」を「事業(助産所で行うものに限る。以下この項において同じ。)を利用する者」に、「なる者」を「なるもの」に、「第5条に規定する施設(同条第1号に掲げる施設を除く。)」を「助産所」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(施設を使用することができる者)

第5条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 事業を利用する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認めた者

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

助産所又は産後ケアセンターで行う産後ケア事業(以下「事業」という。)の内容は、次のとおりとする。

第2条第1号中「ことについての」を削り、「伴い、当該母子の身体的及び精神的手当てに係る保健休養を目的とした施設を提供する」を「関する」に改め、同条第3号中「前号」を「前2号」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(名称及び位置)

- 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 世田谷区立産後ケアセンター
 - (2) 位置 東京都世田谷区桜新町二丁目29番6号

(施設)

- 第3条 センターの施設(以下「施設」という。)は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する助産所(以下「助産所」という。)及び母子保健法に規定する産後ケアセンター(以下「産後ケアセンター」という。)とする。
 - 第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。
 - 第17条中「第11条」を「第12条」に改め、同条を第18条とする。
 - 第16条を第17条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り下げる。
- 第11条第2号中「第3条第3項」を「第6条第3項」に改め、同条を第12条と する。
 - 第10条を第11条とする。
- 第9条第2項第1号及び第2号中「第3条第3項」を「第6条第3項」に改め、同項第3号中「静養室(母子用)、静養室(家族用)及び静養室(身体障害者用)」を「施設」に改め、同条を第10条とする。
 - 第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

(人員、設備及び運営の基準)

第7条 センターの人員、設備及び運営について必要な基準は、母子保健法施行規則 (昭和40年厚生省令第55号)に定める産後ケア事業の実施基準その他規則で定 めるものとする。

附則第2条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別表中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同表1の項中「第2条第1号」 を「第4条第1号」に改め、同表2の項中「第3条第3項」を「第6条第3項」に改 める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。